

工 事 請 負 契 約 約 款

学校法人 自治医科大学

工 事 請 負 契 約 約 款 目 次

第1条	総 則	1
第2条	受 注 者	1
第3条	請負代金内訳書及び工程表	1
第4条	一括委任又は一括下請負の禁止	1
第5条	権利義務の譲渡等	1
第6条	監理者	2
第7条	監理技術者及び現場代理人等	3
第8条	工事関係者への申し立て	4
第9条	工事材料及び建築設備の機器等	4
第10条	支給材料及び貸与品	4－5
第11条	監理者の立会い	5
第12条	設計、施工条件の疑義、相違等	5
第13条	図面及び仕様書に適合しない施工	6
第14条	損害の防止	6－7
第15条	第三者に及ぼした損害	7
第16条	施工一般の損害	7－8
第17条	不可抗力による損害	8
第18条	損害保険	8
第19条	発注者等による検査	8
第20条	法定検査	9
第21条	その他の検査	9
第22条	部分使用	9
第23条	部分引渡し	10
第24条	部分払い	10
第25条	請求及び支払い	10
第26条	工事又は工期の変更等	11
第27条	請負代金額の変更	11
第28条	契約不適合責任	11－12
第29条	発注者による工事の中止等	12
第30条	発注者による契約の解除	12
第31条	発注者による契約解除の制限	13
第32条	受注者による工事の中止等	13
第33条	受注者による契約の解除	13
第34条	受注者による契約解除の制限	14
第35条	契約解除に伴う措置	14
第36条	発注者による損害賠償請求等	14－15

第37条	受注者による損害賠償請求等	15
第38条	契約不適合責任期間等	15－16
第39条	紛争の解決	16
第40条	補則	16
	仲裁合意書	17－18
別添	個人情報の取扱いに関する事項	19～21
	反社会的勢力排除に関する事項	22

(総則)

第1条 発注者と受注者は、各々が対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（図面、仕様書、説明書及び質疑回答書をいう。以下同じ。）及び契約内訳書に従い、誠実にこの契約（この約款及び設計図書を内容とする請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）及び契約内訳書を履行する。

2 監理者は、この契約が円滑に遂行されるように協力する。なお、監理者を配置しない場合は、この約款に定める監理者の権限は、発注者に帰属する。

(受注者)

第2条 受注者は、この約款及び設計図書並びにこれに基づいて示される詳細図、現寸図及び指図（以下「設計図書等」という。）によって工事を施工する。

2 受注者は、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法及びその他の法令に定められた事業主又は使用主としての責を負う。

3 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を発注者に、それぞれの写しを監理者に提出し、請負代金内訳書にあつては、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、共同住宅の新築工事以外の工事で、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

2 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(監理者)

第6条 監理者は、発注者の委託を受け、監理業務委託契約に基づき業務を行うほか、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 設計図書等の内容を把握し、設計図書等に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見したときは、受注者に通知すること。
- (2) 受注者に設計内容を伝えて工事を円滑に遂行するため、受注者と適宜打ち合わせを行い、必要に応じ、説明用図書を交付すること。
- (3) 受注者からこの工事に関する質疑書が提出されたときは、設計図書等に定められた品質を確保しつつ技術的に検討を行い、当該結果を受注者に回答すること。
- (4) 施工図、製作見本、見本施工等が設計図書等の内容に適合しているか否か並びに設計図書等の定めるところにより受注者が提出又は提案する工事材料、建築設備機器等及びそれらの見本が設計図書等の内容に適合しているか否かについて検討し、結果を発注者に報告の上、受注者に対して適合していると認められるときは承認し、適合していないと認められるときは理由を示して修正を求めること。この場合において、受注者がこれに従わないときは、その旨を発注者に報告すること。
- (5) この工事が設計図書等の内容に適合しているか否かについて、設計図書等との照合、設計図書等に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、品質管理記録による確認（受注者から提出された場合に限る。）、あるいはこれらを抽出によって確認するなど、確認対象工事に応じた合理的方法による確認を行うこと。
- (6) この工事と設計図書等との照合及び確認の結果、この工事が設計図書等のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに受注者に対してその旨を指摘し、発注者に報告するとともに、受注者に当該工事を設計図書等のとおりに実施するよう求めること。
- (7) 第3条第1項に基づいて受注者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により確認し、当該結果を発注者に報告すること。
- (8) 設計図書等の定めにより受注者が作成し提出する施工計画について、設計図書等に定められた工期又は品質が確保できないおそれがあると認められるときは、受注者に対して助言し、その旨を発注者に報告すること。
- (9) この工事が契約内容（第5号に関する内容を除く。）に適合しているか否かについて、契約書との照合、仕様書等に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、品質管理記録による確認（受注者から提出された場合に限る。）、あるいはこれらを抽出によって確認するなど、確認対象工事に応じた合理的方法による確認を行うこと。その結果、この工事が契約内容のとおりに

に実施されていないと認めるときは、直ちに受注者に対してその旨を指摘し発注者に報告するとともに、受注者に当該工事を契約内容のとおりを実施するよう求めること。

- (10) 受注者がこの契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じること。
 - (11) 受注者の提出する出来高払又は完成払の請求書を技術的に審査すること。
 - (12) この工事の内容、工期又は請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査すること。
 - (13) この契約の目的物の受注者から発注者への引渡しに立ち会うこと。
- 2 発注者又は受注者は、この工事について両者間で通知又は協議を行うときは、この契約に特段の定めのある場合を除き、原則として、通知は監理者を通じて、協議は監理者を参加させて行う。
 - 3 発注者は、監理業務担当者の氏名及び担当業務を受注者に通知する。
 - 4 発注者は、監理者が監理業務の一部を第三者に委託することを承諾したときは、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに担当業務を受注者に通知する。

(監理技術者、現場代理人等)

第7条 受注者は、工事現場における施工技術の管理を司る監理技術者又は主任技術者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知する。また、監理技術者補佐（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）又は専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めたときは、発注者に書面によりその氏名を通知する。

- 2 受注者は、現場代理人を定めたときは、書面によりその氏名を発注者に通知する。この場合において、現場代理人は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は専門技術者が兼ねることができる。
- 3 現場代理人は、この契約の履行のため工事現場における運営及び取り締まりを行うほか、次の各号に掲げる権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - (1) 請負代金額の変更
 - (2) 工期の変更
 - (3) 請負代金の請求又は受領
 - (4) 次条第1項の請求の受理
 - (5) 工事の中止、この契約の解除及び損害賠償の請求
- 4 受注者は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなけ

ればならない。

- 5 発注者は、現場代理人による工事現場の運営、取り締まり及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めたときは、現場代理人が工事現場に常駐しないことを許可することができる。

(工事関係者への申立て)

第8条 発注者は、監理者の意見に基づいて、受注者の現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者及び従業員並びに下請負者及びその作業員のうちに、工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者があるときは、受注者に対して、その理由を書面により明示した上で、必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 受注者は、第6条第3項で定められた者又は同条第4項で委託された第三者の対応が著しく適当でないと認めたときは、発注者に対して、その理由を書面により明示した上で、必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 3 受注者は、監理者の対応が著しく適当でないと認めたときは、発注者に対して、その理由を書面により明示した上で、必要な措置を講ずることを求めることができる。

(工事材料、建築設備機器等)

第9条 受注者は、設計図書において、監理者の検査を受けて使用することと指定された工事材料及び建築設備機器は、当該検査に合格したものを使用するものとし、試験を受けて使用することと指定された工事材料及び建築設備機器は、指定方法による試験に合格したものを使用する。

- 2 前項の検査又は試験に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、設計図書に別段の定めのない検査又は試験が必要と認められるときに行う検査又は試験に要する費用は、発注者の負担とする。

- 3 検査又は試験に合格しなかった工事材料及び建築設備機器は、受注者の責任においてこれを引き取る。

- 4 工事材料及び建築設備機器の品質については、設計図書に定めるところにより、明示されていないものがあるときは、中等のものとする。

- 5 受注者は、工事現場に搬入した工事材料及び建築設備機器を工事現場外に持ち出すときは、監理者の承認を受ける。

- 6 監理者は、工事材料及び建築設備機器について明らかに適当でないと認められるものがあるときは、受注者に対してその交換を求めることができる。

(支給材料及び貸与品)

第10条 発注者が支給する工事材料及び建築設備機器（以下これらを「支給材料」という。）並びに貸与品は、発注者の負担と責任により実施した検査又は試験に合格したものとする。

- 2 受注者は、前項の検査又は試験の結果について疑義があるときは、発注者に対して、その理由を付してその再検査又は再試験を求めることができる。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、種類、品質又は数量に関して、この契約に適合しないこと（前 2 項の検査又は試験により発見することが困難であったものに限る。）が明らかになるなど、使用することが適当でないと認められる理由があるときは、直ちにその旨を監理者に通知し、その指示を求める。
- 4 支給材料又は貸与品の受渡期日は工程表によるものとし、その受渡場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。
- 5 受注者は、支給材料又は貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用する。
- 6 支給材料の使用法について、設計図書に別段の定めのないときは、監理者の指示による。
- 7 不用となった支給材料（残材を含み、有償支給材料を除く。）又は使用済の貸与品の返還場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。
- 8 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失又はき損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
（監理者の立会い）

第 11 条 受注者は、設計図書において監理者の立会いを必要とするとされた工事を施工するときは、監理者に通知する。

- 2 受注者は、監理者の指示があったときは、前項の規定にかかわらず、監理者の立会いなく施工することができる。この場合において、受注者は、工事写真等の記録を整備して監理者に提出する。
（設計、施工条件の疑義、相違等）

第 12 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当することを発見したときは、直ちに監理者に書面により通知する。

- （1）図面若しくは仕様書の表示が明確でないこと、又は図面と仕様書に矛盾、誤謬若しくは脱漏があること。
 - （2）工事現場の状態、地質、湧水、施工上の制約等について、設計図書に示された施工条件が実際と相違すること。
 - （3）工事現場において、土壌汚染、地中障害物の発見、埋蔵文化財の発掘その他施工の支障となる予期することのできない事態が発生したこと。
- 2 受注者は、図面若しくは仕様書又は監理者の指示によって施工することが適当でないと認めたときは、直ちに発注者に書面により通知する。
 - 3 監理者は、第 1 項の通知を受けたとき又は自ら発見したときは、直ちに発

注者に報告し、受注者に書面により対応を指示する。

- 4 前項の場合において、発注者及び受注者は、相手方に対し、必要と認められる工期又は請負代金額の変更を求めることができる。

(図面及び仕様書に適合しない施工)

第13条 図面及び仕様書のとおりに施工されていない部分があると認められたときは、発注者又は監理者の指示により、受注者は、速やかにこれを修復し、又は改造する。この場合において、受注者は、その費用及び工期の延長を求めることはできない。

- 2 監理者は、図面及び仕様書のとおりに施工されていない疑いのある部分について、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を受注者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査することができる。

- 3 前項の破壊検査の結果、図面及び仕様書のとおりに施工されていないと認められるときは、破壊検査に要する費用は、受注者の負担とし、図面及び仕様書のとおりに施工されていると認められるときは、破壊検査及びその復旧に要する費用は発注者の負担とし、受注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を求めることができる。

- 4 図面及び仕様書のとおりに施工されていないと認められたもののうち、次の各号のいずれかの場合に生じたものについては、受注者は、その責任を負わない。

(1) 発注者又は監理者の指示によるとき。

(2) 支給材料又は貸与品によるとき。

(3) 第9条第1項の検査又は試験に合格した工事材料又は建築設備機器によるとき。

(4) 図面又は仕様書に指定された工事材料又は建築設備機器の性質によるとき。

(5) 図面又は仕様書に指定された施工方法によるとき。

(6) 発注者又は監理者の責めに帰すべき事由によることが明らかなとき。

- 5 前項の規定にかかわらず、施工について受注者の故意若しくは重大な過失によるとき又は受注者がその適当でないことを知りながらあらかじめ発注者若しくは監理者に通知しなかったときは、受注者は、その責任を免れない。

- 6 受注者は、監理者から工事を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちにその理由を書面で発注者に報告しなければならない。

(損害の防止)

第14条 受注者は、工事の完成引渡しまで、自己の費用で、この契約の目的物、工事材料、建築設備機器又は近接する工作物若しくは第三者に対する損害の

防止のため、設計図書及び関係法令に基づき、工事と環境に相応した必要な措置を講ずる。

- 2 この契約の目的物に近接する工作物の保護又はこれに関連する措置において、発注者及び受注者が協議し、前項の措置の範囲を超えると判断し、請負代金額に含むことが適当でないと認めたものの費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者は、災害防止などのため特に必要と認めたときは、あらかじめ監理者の意見を求めて臨機の措置を講ずる。ただし、急を要するときは、措置を講じた後、速やかに発注者に通知する。
- 4 発注者及び監理者が必要と認めて臨機の措置を講ずることを求めたときは、受注者は、直ちにこれに応ずる。
- 5 前 2 項の措置に要した費用の負担は、発注者、監理者及び受注者が協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第 15 条 施工において第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施工に当たり受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事由により第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する。
- 3 施工において第三者との間に紛争が生じたときは、受注者がその処理解決に当たる。ただし、受注者だけで解決し難いときは、発注者及び監理者は、協力して解決に当たる。
- 4 この契約の目的物に基づく日照障害、風害、電波障害その他発注者の責めに帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき又は損害を与えたときは、発注者がその処理解決に当たり、必要があるときは、受注者及び監理者は、発注者に協力する。この場合において、第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する。
- 5 第 1 項ただし書及び前 3 項の場合において、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。

(施工一般の損害)

第 16 条 工事の完成引渡しまでに、この契約の目的物、工事材料、建築設備機器、支給材料、貸与品その他施工一般について生じた損害は、受注者の負担とし、工期は延長しない。

- 2 前項の損害のうち、次の各号のいずれかの場合に生じたものは、発注者の負担とし、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。

- (1) 発注者の都合により受注者が着手期日までに工事に着手できなかったとき又は発注者が工事を繰延べ若しくは中止したとき。
- (2) 支給材料又は貸与品の受渡し遅れのため、受注者が工事の手待ち又は一時中止をしたとき。
- (3) 発注者による前払又は部分払が遅れたため、受注者が工事に着手できず、又は一時中止したとき。
- (4) その他発注者又は監理者の責めに帰すべき事由によることが明らかとなるとき。

(不可抗力による損害)

第 17 条 自然災害等発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備機器（有償支給材料を含む。）又は施工用機器に損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者及び監理者に通知する。

2 前項の損害について、発注者、監理者及び受注者が協議した結果、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められたときは、発注者がこれを負担する。

3 火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の発注者の負担額から控除する。

(損害保険)

第 18 条 受注者は、工事期間中において、工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料、建築設備機器等に対し、火災保険又は建設工事保険を付する。

2 受注者は、この契約の目的物又は工事材料、建築設備機器等に前項の規定による保険以外の保険を付したときは、速やかに発注者にその旨を通知する。

(発注者等による検査)

第 19 条 受注者は、工事の内容が設計図書のとおりを実施されていることを確認して、発注者及び監理者に対し、検査を求める。

2 前項の検査に合格しないときは、受注者は、工期内又は発注者及び監理者の指定する期間内に、修補又は改造を実施し、監理者に対し、再度検査を求める。

3 受注者は、工期内又は設計図書の指定する期間内に、仮設物の取払い、後片付け等の処理を行う。ただし、処理の方法について発注者又は監理者の指示があるときは、その指示に従い実施する。

4 前項の処理が遅れている場合において、催告しても正当な理由がなくお行われなときは、発注者は、代わってこれを行い、その費用を受注者に請求することができる。

(法定検査)

第 20 条 発注者又は監理者、及び受注者は、法定検査に立ち会う。この場合において、受注者は、必要な協力をする。

2 前項の検査に合格しないときは、受注者は、工期内又は発注者若しくは監理者の指定する期間内に、修補又は改造を実施し、発注者及び監理者による確認を受ける。

3 発注者は（発注者が検査立会を監理者に委託したときは、監理者）及び受注者は、法定検査に立ち会う。この場合において、受注者は、必要な協力をする。

4 前 3 項の場合において、必要な対処内容、工期の延長等については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が受注者の責めに帰すことのできない事由によるときは、必要な処置内容につき、発注者、監理者及び受注者が協議して定める。

(その他の検査)

第 21 条 受注者は、前 2 条に定めるほか、設計図書に発注者及び監理者の検査を受けることが定められているときは、当該検査に先立って、工事の内容が設計図書のとおりに実施されていることを確認して、発注者及び監理者に通知し、発注者及び監理者は、速やかに受注者の立会いのもとに検査を行う。

2 前項の検査に合格しないときは、受注者は、速やかに修補し、又は改造し、発注者及び監理者の検査を受ける。

(部分使用)

第 22 条 契約書又は設計図書に定めのあるときは、発注者は、工事期間中にこの契約の目的物の一部を使用すること（以下「部分使用」という。）ができる。

2 発注者は、契約書又は設計図書に定めなく部分使用をするときは、受注者に書面により同意を得なければならない。この場合において、部分使用前に、監理者による技術的審査並びに工期及び請負代金額の変更に関する受注者との協議を必要とする。

3 発注者は、部分使用をするときは、受注者の指示に従って使用しなければならない。

4 発注者は、前項の指示に違反し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 部分使用について法令に基づく手続きが必要となるときは、手続きは監理者が行い、費用は発注者の負担とする。

(部分引渡し)

第 23 条 工事の完成に先立つこの契約の目的物の一部の発注者への引渡し（以下「部分引渡し」という。）は、契約書又は設計図書の定めるところによる。

- 2 契約書及び設計図書に定めなく部分引渡しを行う場合は、発注者は、監理者に技術的審査を行わせ、部分引渡しを受ける部分（以下「引渡し部分」という。）に相当する請負代金額（以下「引渡し部分相当額」という。）に関する受注者との事前協議を経た上、書面により受注者の同意を得なければならない。
- 3 受注者は、引渡し部分の工事が完了したときは、設計図書のとおりを実施していることを確認し、発注者及び監理者に対し、検査を求める。
- 4 前項の検査に合格しないときは、受注者は、速やかに修補又は改造を実施し、発注者及び監理者に対し、再度検査を求め、合格するまで同様の手順とする。
- 5 引渡し部分の工事が前 2 項の検査に合格したときは、受注者は、この契約の目的物の部分引渡しを行い、発注者は、契約書に定めるところにより、引渡し部分相当額の支払いを完了する。
- 6 部分引渡しについて法令に基づく手続きが必要となるときは、手続きは発注者又は監理者が行い、費用は発注者の負担とする。

（部分払い）

第 24 条 受注者は、契約書に定めるところにより、工事の完成前に部分払いを請求することができる。この場合において、契約書に特段の定めのある場合を除き、受注者が請求できる金額は、発注者及び監理者の検査に合格した工事の出来形部分並びに検査済の工事材料及び建築設備機器に対する請負代金相当額の 10 分の 9 に相当する額とする。

- 2 受注者は、前項の支払いを求めるときは、その額について監理者の審査を経た上で、支払請求締切日までに発注者に請求する。
- 3 受注者が前払いを受けているときは、第 1 項の部分払いの請求額は、次の式によって算出する。

請求額 ≤ 第 1 項による金額 × [(請負代金額－前払い金額) / 請負代金額]

（請求及び支払い）

第 25 条 受注者は、第 20 条の検査に合格したときは、契約書に特段の定めのある場合を除き、発注者にこの契約の目的物を引き渡し、発注者は、契約書に定めるところにより、請負代金の支払いを完了する。

- 2 発注者が前項の引渡しを受けることを拒み、又は引渡しを受けることができない場合においては、受注者は、引渡しを申し出たときからその引渡しを完了するまで、自己の財産に対する注意と同程度の注意をもって、この契約の目的物を保存すれば足りる。
- 3 前項の場合において、受注者が自己の財産と同一の注意をもって管理したにもかかわらず、この契約の目的物に損害が生じた場合の損害額及び受注者が管理のために特別に要した費用は、発注者の負担とする。

(工事又は工期の変更等)

第 26 条 発注者は、必要があると認めるときは、工事の追加及び変更並びに工期の変更をすることができる。ただし、この変更により、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対してその補償を求めることができる。

2 発注者は、工期を変更するときは、通常の工事に必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

3 受注者は、発注者に対して、工事の変更及びそれに伴う請負代金の増減を提案することができる。

4 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対して、工期の延長を求めることができる。この場合において、延長する日数は、発注者、監理者及び受注者の協議により決定する。

(1) 発注者が、工事の追加又は変更を指示したとき。

(2) 関連する工事等との調整が必要になったとき。

(3) 近隣住民との紛争等の調整が必要となったとき。

(4) その他不可抗力により工事が継続できなくなったとき。

(請負代金額の変更)

第 27 条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して、請負代金額の変更を求めることができる。

(1) 工事の追加又は変更があったとき。

(2) 工期の変更があったとき。

(3) 支給材料又は貸与品において、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

(4) 法令の制定又は改廃により、工事内容を変更せざるを得なくなったとき。

(5) 経済事情の激変等により、この契約を締結したときから一年を経過した後
の工事部分に対する請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

(6) 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については、
請負代金内訳書の単価により、増加部分については、発注者、監理者及び受
注者が協議してその金額を定める。

(契約不適合責任)

第 28 条 発注者は、引き渡された工事目的物の種類又は品質が契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、書面により、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることが

できる。

- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて受注者に履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて、書面により代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (発注者による工事の中止等)

第 29 条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者に対し書面により通知することによって、工事を中止することができる。この場合において、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する。

- 2 発注者は、前項において中止した工事を再開させるときは、書面により受注者に通知する。
- 3 受注者は、前項により工事再開の通知を受けたときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を求めることができる。
- 4 発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の中止又は再開の手続きを行うときは、監理者に書面により通知する。
- 5 受注者は、第 3 項の規定により工期の延長を求めるときは、監理者に書面により通知する。

(発注者による契約の解除)

第 30 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に書面により改善を求め、指定する期間内にその履行がされないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が、期日を過ぎたにもかかわらず、正当な理由なく工事に着手しないとき。
 - (2) 受注者が、正当な理由なく工事を工程表より著しく遅延させ、発注者が指定する期間内に完成させることができる見込みがないと認められるとき。
 - (3) 受注者が、第 13 条第 1 項の規定に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者が、この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受注者が、この契約の目的物を完成する債務の全部又は一部の履行を拒

絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受注者が、建設業の許可を取り消されたとき、又はその許可が効力を失ったとき。
- (4) 受注者が、手形又は小切手の不渡りを出す等の資金不足に陥り、工事を続行できないおそれがあると認めたとき。
- (5) 受注者が、第4条又は第5条の規定に違反したとき。
- (6) 受注者が、第32条第1項及び第2項に規定する事由以外の事由により、この契約の解除を申し出たとき。

3 発注者は、前2項に規定する手続きを行うときは、監理者に書面により通知する。

(発注者による契約解除の制限)

第31条 前条に規定する解除の事由が、発注者の責めに帰すべきものであるときは、発注者は、契約を解除することはできない。

(受注者による工事の中止等)

第32条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、発注者に書面により催告を行い、相当の期間を経てなお当該事由が解消されないときは、工事を中止することができる。

- (1) 発注者が請負代金の前払い又は部分払いを遅滞したとき。
- (2) 発注者が工事用地等を受注者の使用に供することができず、工事ができないとき。
- (3) 工事が、発注者の責めに帰すべき事由により著しく遅延したとき。

2 受注者は、前項に掲げる中止事由が解消したときは、工事を再開する。

3 受注者は、工事を中止し再開した場合において、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を求めることができる。

4 受注者は、前3項に規定する手続きを行うときは、監理者に書面により通知する。

(受注者による契約の解除)

第33条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 前条第1項による工事の中止期間が、工期の4分の1又は2か月に達したとき。
- (2) 発注者が、工事内容を著しく削減し、請負代金額が当初の額の3分の2以

上減少したとき。

(3) 発注者が、資金不足により支払いを停止し、支払い能力を欠くと認められるとき。

3 受注者は、前 2 項に規定する手続きを行うときは、監理者に書面により通知する。

(受注者による契約解除の制限)

第 34 条 前条に規定する解除の事由が、受注者の責めに帰すべきものであるときは、受注者は、契約を解除することはできない。

(契約解除に伴う措置)

第 35 条 発注者は、工事の完成前にこの契約が解除されたときは、工事の出来形部分並びに工事材料及び建築設備機器（有償支給材料を含む。）を引き受けるものとし、受ける利益の割合に応じて受注者に請負代金を支払わなければならない。

2 受注者は、発注者が第 29 条の規定によりこの契約を解除した場合において、清算の結果過払い金があるときは、過払いのあった額について、その支払いを受けた日から法定利率による利息を付けて発注者に返還する。

3 発注者、監理者及び受注者は、この契約が解除されたときは、協議の上、各者に属する物件について、期間を定めてその引取り、後片付け等の処理を行う。

4 前項の処理が遅れている場合において、催告しても正当な理由なくなお行われなときは、当事者以外が代わってこれを行い、その費用を当事者に請求することができる。

5 第 1 項から第 4 項までの規定のほか、契約解除に伴い生じる事項の処理については、発注者、監理者及び受注者が、民法の規定に従い協議して決める。

6 工事の完成後にこの契約が解除されたときは、契約解除に伴い生じる事項の処理については、発注者、監理者及び受注者が、民法の規定に従い協議して決める。

(発注者による損害賠償請求等)

第 36 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該事項がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 受注者が、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないとき。

(2) 第 27 条から第 29 条までに規定する場合において、発注者が損害を受けたとき。

(3) 受注者が債務の本旨に従った履行をしない、又は債務の履行が不能であるために、発注者が損害を受けたとき。

- 2 前項第 1 号に該当し、発注者が受注者に対し損害の賠償を請求する場合の違約金は、契約書に別段の定めのない限り、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年 10 パーセントの割合で計算した額とする。ただし、工期内に、部分引渡しのあったときは、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額について違約金を算出する。

(受注者による損害賠償請求等)

第 37 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該事項がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 31 条及び第 32 条に規定する場合において、受注者が損害を受けたとき。
- (2) 発注者が債務の本旨に従った履行をしない、又は債務の履行が不能であるために、受注者が損害を受けたとき。

- 2 受注者は、発注者が第 23 条又は第 24 条の請負代金の支払いを完了しないときは、発注者に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年 10 パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる。

- 3 受注者は、前項の場合において、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合において、第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

(契約不適合責任期間等)

第 38 条 発注者は、受注者から工事目的物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた日から 2 年以内（室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等にあつては、1 年以内）でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項に規定する請求等が可能な期間は、防水工事にあつては 10 年以内、外装工事にあつては 5 年以内に読み替える。

- 3 発注者が、前 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）に、引渡しを受けた工事目的物が契約不適合であることを知り、その期間内にその旨を受注者に通知した場合において、通知した日から 1 年を経過する日までに請求等を行ったときは、契約不適合責任期間内に請求等が行われたものとみなす。

- 4 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間においては適用しない。

6 第1項から第5項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合は、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

（紛争の解決）

第 39 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、調停人にその解決を依頼し、又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん若しくは調停によってその解決を図る。この場合において、審査会の管轄について発注者と受注者との間で特別の合意がないときは、同法第 25 条の 9 第 1 項又は第 2 項に定める審査会を管轄審査会とする。

2 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、仲裁合意書に基づき、紛争を審査会の仲裁に付することができる。

（1）発注者又は受注者が、前項により紛争を解決する見込みがないと認めたとき。

（2）審査会が、あっせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったとき。

3 発注者又は受注者は、協議が必要となったときは、いずれかの申し出により、協議に調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に調うよう必要な助言又は意見を求めることができる。

4 前項の調停人の立会いの下で行われた協議が調わなかったときは、第 1 項に定める審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

（補則）

第 40 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者、監理者及び受注者が協議して定める。

〔別添〕

〔裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。〕

仲 裁 合 意 書

工 事 名 自治医科大学先端医療技術開発センター医療用ブタ生産
施設電話設備・情報通信設備工事

工事場所 栃木県下野市薬師寺 3 3 1 1-1

令和 8 年 1 0 月 3 0 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

〔管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第 25 条の 9 第 1 項又は第 2 項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。〕

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

発注者 学校法人自治医科大学 理事長 安田 充 印

受注者 印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

ただし、消費者である発注者は、受注者との間に成立した仲裁合意を解除することができる。また、事業者の申立てによる仲裁手続の第一回口頭審理期日において、消費者（発注者）である当事者が出頭せず、又は解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、仲裁合意を解除したものとみなされる。

(二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

個人情報の取扱いに関する事項

(目的)

第1条 本書は、本業務の委託にあたって甲が乙又は乙の従業員に預託し、又は乙又は乙の従業員が情報主体、大学及び病院若しくは第三者から取得する個人情報の適切な保護を目的として、乙及び乙の従業員における個人情報の取扱い条件を定めるものである。

(定義)

第2条 本書において、「個人情報」とは、大学・病院教職員及び患者の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。

2 前項の「個人に関する情報」は、次のような情報をすべて含むものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号)、メールアドレスなどの個人を識別する全ての情報
- (2) 身体、財産、職種、肩書き、家族構成などの情報、及びこれらの属性に関して事実、判断、評価を表す全ての情報
- (3) 前各号に関連する全ての情報

(管理部署及び管理者)

第3条 乙は、本書締結後、遅滞なく、個人情報の取扱いに関する管理部署を及び管理者を甲に通知しなければならない。

2 乙が前項の管理部署又は管理者を変更しようとするときは、遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 管理者は、甲が指定した講習会等を受講するように努めるものとする。

(個人情報保護のポリシー等)

第4条 乙は、個人情報の保護に関するポリシーを定め、甲に提出するものとする。

(個人情報の取得)

第5条 乙は、本業務遂行のため個人情報を取得するときは、甲の指示に従い、適切かつ公正な手段により取得するものとし、乙の従業員についてもこれを遵守させるものとする。

(秘密保持)

第6条 乙は、個人情報を秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。

2 乙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及び退職後においても、個人情報を秘密に保持するよう義務づけるものとする。

(目的外使用の禁止)

第7条 乙は、個人情報を本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならず、乙の従業員についてもこれを遵守させなければならない。

(複写・複製の禁止)

第8条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、本業務遂行上必要最小限の範囲を超えて個人情報を複写、複製してはならず、また個人情報を業務遂行場所から持ち出してはならず、乙の従業員をしてこれを遵守させなければならない。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、個人情報を管理するにあたり、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙が一定期間継続して個人情報を管理する場合は、甲の指示に従い、個人情報を正確かつ最新の状態で管理するものとする。

3 前二項に関して甲が特に管理方法を指示するときは、乙はこれに従わなければならない、また乙の従業員を

して従わせなければならない。

- 4 甲は、乙における個人情報の管理状況を調査することができるものとし、乙は、甲の調査に協力しなければならない、また乙の従業員をして甲の調査に協力させなければならない。
- 5 甲が、個人情報の管理方法について乙に改善を申し入れた場合、乙はこれに従わなければならない、また乙の従業員をして従わせなければならない。

(返還等)

- 第 10 条 乙は、甲から要請があったとき、又は本業務が終了したときは、個人情報が含まれる全ての物件を直ちに甲に返還し、又は引渡すとともに、乙のコンピューター等に登録された個人情報のデータを消去して、復元不可能な状態とし、消去の日時、場所、方法及び消去完了の確認方法等を、書面をもって甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときはこれに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を破棄するときは、個人情報が判別されないよう必要な処置を施した上で破棄しなければならない。
 - 3 乙は、乙の従業員をして前二項の各行為を遵守させなければならない。

(記録)

- 第 11 条 乙は、乙における個人情報の受領、管理、使用、提供、複製、返還及び消去についての記録を作成し、甲から要求があった場合には、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を本業務の終了後 3 年間保存し、項の要求があった場合には、当該記録を甲に提出しなければならない。

(従業員の教育)

- 第 12 条 乙は、乙の従業員に対し、個人情報の取扱いに関して必要な教育を、定期的に行うものとする。
- 2 乙は、前項に定める教育の日時、内容、出席者等を記載した計画書を作成し、あらかじめ甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、甲が、甲が主催する個人情報に関する研修等に、乙の従業員の出席を求めた場合、できる限りその求めに応じられるように配慮するものとする。

(業務従事開始時に必要な書類)

- 第 13 条 乙は、新たに乙の従業員を甲の業務に従事させるときは、次の各号に定める事項を記載した誓約書を作成し、当該従業員の自筆署名を添えて、乙の責任者又は第 3 条に定める管理者あて提出させるものとする。
- (1) 個人情報を十分に理解していること。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律の主旨を理解し、それを遵守すること。
 - (3) 第 4 条に定める乙の個人情報保護ポリシーを理解し、それを遵守すること。
 - (4) 甲の業務に従事している間はもとより、その業務を終了した後においても、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、甲の業務上知り得た個人情報を保護すること。
 - (5) その他乙が必要と認める事項
- 2 乙は、前項により提出された誓約書の写しを、当該従業員が甲の業務に従事するより前に、甲に提出するものとする。

(プライバシーマークの取得)

- 第 14 条 乙は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得するように努めなければならない。

(再委託)

- 第 15 条 本契約に基づき本業務を第三者に再委託する場合には、十分な個人情報の保護水準を満たす再委託先を選定するとともに、当該再委託先との間で本書と同等の内容の契約又は覚書を締結し、その写しを甲に提出しなければならない。

(事故)

- 第 16 条 個人情報に対する不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って直ちに応急措置を講じた後、当該事故及び応急措置の報告及び事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本覚書の違反に起因する場合において、甲が情報主体、大学及び病院若しくは第三者から賠償責任請求その他の請求を受けたときは、甲は乙に対し、その解決のために要した費用(損害賠償金を含むがこれに限定されない。)を合理的な範囲で求償することができる。なお、当該求償の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本書の違反に起因する場合は、第二項のほか、乙は甲の個別の指示に従うものとする。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、自己又は乙の従業員の責に帰すべき事由により甲に損害を及ぼした場合は、甲の損害を賠償するものとする。

(解除)

第18条 乙が本書に違反し、相当の期間を定めて甲がなした催告後も是正されないときは、甲は、乙への通知により本業務に関する契約の全部又は一部を解除することができる。

(有効期間)

第19条 本書は、締結日に発効し、本業務契約の終了時まで有効とする。ただし、第6条、第10条、第11条、第16条及び第17条の規定は、本覚書終了後といえども有効に存続する。

(協議)

第20条 本書に定めのない事項及び疑義の生じた事項に関しては、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

反社会的勢力排除に関する事項

本書は、甲乙間で行う全ての取引における反社会的勢力の排除に関し、次の通り条件を定めるものである。

第1条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとする。
 - ① 自らまたは自らの役員等もしくは当該業務遂行に関して重要な地位にある業務員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと。
 - ② 反社会的勢力を利用しないこと。
 - ③ 反社会的勢力と取引、または協力、関与等しないこと。
 - ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害等を行わないこと。
2. 甲および乙は、相手方が前項の表明、保証に反した場合、何ら催告することなく、契約の全部または一部を解除することができるものとする。
3. 甲および乙は、前項に基づき契約を解除した場合、これにより生じた損害の賠償を相手方に対し請求することを妨げないものとする。
4. 甲および乙は、本条第2項に基づき契約を解除された場合、これにより生じた損害の賠償を相手方に対し請求することが出来ないものとする。

第2条 （有効期間）

1. 本書は、締結日に発効し、本業務契約の終了時まで有効とする。甲乙間の契約が有効な期間、有効に存続するものとする。